

6.5cm 2cm バナー広告 掲載の募集

掲載条件

- 1 本会の運営理念や活動、事業に賛同する個人、団体、事業所等の広告であること。
- 2 営利に関わるもの(金額の明示や他との比較に類するもの等)、団体・事業所等の人材募集、特定の思想、政治的主張、宗教の普及を主たる目的とする会員募集、プライバシーの侵害、差別を肯定または助長する恐れのあるもの等の広告でないこと。
- 3 福祉の向上を妨げない広告であること。
- 4 その他、本会が認める広告であること。

期間・料金

1か年 (4月1日～翌年3月31日)	会員 36,000円 (税込)
	非会員 72,000円 (税込)

※お申込期間は3月の第1週までとなります。

バナーデザイン

- 1.バナーデザインは、jpg形式、png形式で提出してください。
- 2.サイズは「縦2cm×横6.5cm(カラー)」となります。
- 2.専用ソフトをお持ちでない場合は、WORDでデザインを作成して提出してください。ご提出いただいたデザインをもとに、業者によりバナーを作成します。(別途料金が必要です)
- 3.掲載及び削除する場合は、別途作業料が必要です。

バナー作成、掲載及び削除作業料(継続掲載を除く)費用一式 **3,300円** (税込)

▶ バナー掲載場所

当団体ホームページ: www.shizuoka-wel.jp/



お申し込み 裏面に必要事項をご記入の上、メール・FAX・郵送にてご連絡ください



バナー広告掲載申込書

以下の必要内容にご記入の上、メール・FAX・郵送にてご連絡ください。

送付先

FAX 054-251-7508

メール

郵送 〒420-8670静岡県静岡市葵区駿府町1-70
静岡県社会福祉協議会 経営支援課

〒 -

住 所

団体等名

代表者名

電話番号

- -

FAX番号

- -

担当者名

メールアドレス

該当する方へ○をつけてください

会員 ・ 非会員

次の各号に該当する場合は、本会の判断により広告掲載を中止いたします。

- (1) 掲載する広告原稿の提出がないとき。
- (2) 広告主が、本会の信用を失墜し業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告掲載をする必要が無くなる時。
- (5) 広告主が、書面により広告掲載の取り下げを申し出たとき。
- (6) 本会の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

※広告主の都合により広告掲載が困難となった場合、または、広告掲載を中止する場合で、本会へ連絡がない場合は広告主が当初の広告掲載予定額の全額を負担すること。